

第60回 宗議会 代表質問 藤内和光（仙台教区）

震災から3年3ヶ月になろうとしています、今日まで多くの方々が様々な形でご支援を寄せてくださいましたこと、被災教区にとりましては大変大きな力となっています。誠にありがたく深甚なる感謝を申し上げたいと思います。と同時に、今後共なるご支援をお願いいたすところがあります。

さて、昨年7月、16年に亘り、宗議会議員として宗門のあるべき姿を求め続けてこられた大沢議員が亡くなりました。心より哀悼の意を表すると共に、氏が長年にわたり課題とされ続けた、選挙制度をはじめとする同朋公議に則った宗門のあり方を実現すべく活動して参りたいと意を新たにしておるところであります。

総長は所信表明で、集団的自衛権行使を容認しようとしていることは、平和憲法の精神に反し、二度と戦争をしてほしくないという戦没者の願いを踏みにじるものであり、見過ごせない問題であると、私たちと同じ危機感を共有しておられると聞かせていただきました。

ここで、いま少し、2012年12月に成立した第二次安倍内閣の取ってきた施策をたずね直しますと、昨年11月から、少人数で有事に対応する判断を下せると、国家安全保障会議を起ち上げ、これとセットに治安法としても活用可能な特定秘密保護法を成立させます。また、これまで堅持してきた武器輸出三原則を葬り去り、武器輸出を防衛装備移転と呼び換え、大きく舵を切って、その道を開きました。また一方、教育委員会制度の改変を行い、教科書検定制度を見直し、道徳の教科化を実施して、彼が目指す愛国心教育を推し進めるための教育改革を行っています。

そして、集団的自衛権行使容認を、閣議決定で憲法解釈を変更して果たそうとしていることは総長も触れられ通りです。

集団的自衛権行使が認められるということにでもなれば、憲法9条は空文化され、世界中で戦争をしているアメリカと一緒に戦争に巻き込まれる事となるでしょう。そうなれば、自衛隊の多くの隊員が戦死するということが危惧されます。

それらの事柄を思い合わせの中で、昨年末の安倍首相の靖国神社参拝を見る時、あの参拝は、新たに生み出される危険性のある英霊の受け皿としての、つまり軍事施設としての靖国神社を再確認するデモンストレーションであったと見ることが出来ます。

50%超という高い支持率を背景に、積極的平和主義の美名のもと、この国を戦争の出来る国に大きく国の方向を変えようとしている、いわば、私たちは新たな戦前を迎えようとしているのです。

ところで、総長は、宗門存立の本義は、教団が時代社会に存在する意味を確かめ続けることだとも述べられました。時代社会に存在する意味とは、時代社会から期待されている責任を果たすことではないでしょうか。ひたひたと忍び寄り戦争の足音に怯える圧倒的多数の力無き人々の期待に応えるのは、人を殺してはいけない、人を殺させてはいけない、如何なる理由があろうとも戦争は許されないということを、佛の教えとして一人にでも多くの人々に声を尽くして伝えることではないでしょうか。

つまり、戦死者を一人も出さない社会を目指す働きかけこそが時代社会から期待されている、今の私たちの責務なのではないでしょうか。

総長はまた、時代から問われる問題を生活者として受け止め、表現していくことの大事さを述

べておられます。

1995年宗会で、近代史の検証を通して戦争責任を懺悔し、すべての戦闘行為を否定し、かつ未然に防ぐ努力を惜しまないという不戦決議を採択しました。

不戦決議は今も私たちにとって、大きな道しるべであります。そこには、明確に戦闘行為を否定し、未然に防ぐ努力を惜しまないと書かれています。

総長は危機意識を表明されましたが、その危機意識を抱えて今を生きている人々に対して、宗門として、どのように果たすべき責務を表現し、いかに応えようとするのかについては、残念ながら言及されませんでした。

先程の但馬議員の質問に対して、演説では遺憾の意を表するということに留め、今後諸施策を講じていくという表現をされましたが、我々には、時機という言葉があります。今、我々は何をせねばならないのか。高木顕明師のDVDを配っていただきことは大変大事なことですし、着実な事業としてやっていただきたい。しかし、今、やらねばならないこととは何なのか。今、安倍政権は集団的自衛権行使容認をまさにやろうとしています。この時に、宗門として何ができ、何をやらねばならないのか。

不戦決議の時には、たぶん総長は一議員としてこの席におられたはずであります。たぶん、可決されたとき、総長は鳥肌を立てて感動されていたのではないのでしょうか。その感動を忘れずに、今、何をなすべきか、そのことについてお答えいただきたい。

総長名で、集団的自衛権行使反対の宗派声明をお出しになるおつもりはありませんか。さらに、宗門の姿勢を鮮明にするうえからも、宗派宣言を出していただきたい。たとえば、「兵戈無用宣言」あるいは、「いかなる戦争も許しません言」等。その宣言の元、いわば、総長が音頭をとっていただいて、「ストップ・ザ・安部」という事を少なくとも、真宗教団連合、全日仏、同宗連のそれぞれの代表者に、今、仏教者として何をなさねばならんのか、その音頭を取って呼び掛けていただく。

そして、「ストップ・ざ・安部」という事を、真剣に考えている宗教者が今の日本にいるということ、そのことを声を立てて、そしてその先頭に、総長には立っていただきたい。どうかそのことについての答弁をお願いしたい。

また、我々が、声明や決議をさまざまところで表明してきましたが、なかなか門徒に届かない。社会にも届かないという問題があります。

この度のことで言えば、例えば、私たちは集団的自衛権行使に反対しますという横断幕を真宗本廟の東側の壁に張る、あるいは募金を集めて読売や産経の全国紙に意見広告を掲載する。門徒に届けるということでは、ブックレット念仏者と平和パート2の出版、全国419組全組で非戦法要を勤修するように働きかけていく、あるいは同朋新聞に大きく毎月集団的自衛権行使に反対しますと掲載続ける等々のことを実施していただきたいと思いますが如何ですか。

次に、被災地に対する支援についてお尋ねします。

震災以来、支援の大きな柱の一つとして、全国的拡がり福島の子供たちの保養受け入れ事業を展開していただいています。関係各位には、心より感謝申し上げます。ただ、送り出す地元としましては、これまで参加していない方が新たに申し込もうとしても、多くの受け入れ先ですすでに定員に達していて参加できないというケースが出てきています。受け入れてくださる方々が、出来るだけ継続的な関係を大事にしたいということもあり、どうしてもリピーター中心の募集と

なっているためかと思われませんが、出来れば、多くの寺院のご門徒からの参加も可能なような方法を組織部で講じていただきたいと思います。

たとえば、リピーターの参加者をある一定の割合にして、あとの枠を福島や茨城の寺院に公募するというものです。そのためには、組織部が全国の大谷派関係の保養受け入れ事業を掌握し、募集業務の一部を担当していただくことが必要かと思いますが、如何でしょうか。

ところで、3年以上を経過しても、岩手・宮城・福島の仮説住宅を中心に今も全国から継続的に支援活動を展開していただいていますこと、感謝に耐えられません。そのうち福島には多くの支援団体が原発学習を兼ねて見えますが、今回南相馬の原町別院境内に福島事務所が開設され、そこでは、福島を訪れられる支援団体のサポート業務と情報の収集と発信の業務が期待されます。福島に住むものとしては、甲状腺がんや白内障の発症実態の様々な情報源からの検証、あるいは放射能に関する情報としては、一般報道では報じられないことのない、例えば、ストロンチウム90による汚染実態と内部被ばくの現況も発信してほしい情報であります。専門家が常駐しているわけではありませんので、多くは望めませんが、素人の眼だからこそ気付くことの出来る放射能から身を護る情報を出してもらえたらありがたいと思います

今朝の朝日の第一面に、当時原発事故担当の首相補佐官の細野氏の談話が掲載され、3月15日未明、二号機に注水できず、作業員の原発からの撤退が現実味を帯びていたことが明かされました。そうでもなれば、チェルノブイリどころでない、膨大な放射性物質が地球上に放出され、東日本だけではなく、日本全体が崩壊していたでしょう。そのようなことを全く忘れ去ってしまったように、安倍政権は、2月に公表したエネルギー基本計画政府案のなかで、原発をベースロード電源といい、再稼働を政府方針として公言し、諸外国への原発輸出を推し進めています。そのような中、総長も触れられた福井地裁の大飯原発3.4号機再稼働差し止め判決は勇気づけられるものでした。ところが、その判決を受けて関西電力は、原子力規制委員会の安全審査をクリアした場合には、国の方針に沿って再稼働を目指す考えであることを示しました。

これらのことは、原発被害に苦しむものにとっては、到底、受け容れることの出来ないことです。福島の人々にとっては、全く理不尽に被曝し、日常生活を奪われたなか、意味を見出せるとすれば、この事故がせめて人類が二度とこのような惨劇に遭わないために活かされるという一点しかありません。再稼働や輸出は、福島の事故が何ら教訓にならない、つまり、あなた方はただ馬鹿を見ただけなのだと思われたい。故郷をおわれ避難している人々、福島にとどまって放射能の心配をしながら暮らしている人々に大きな支援となるのは、再稼働を許さず、原発のない社会を実現することです。原発を必要としない社会の実現のための公開研修会の継続実施や各教区での研修会の開催促進、ブックレット命を奪う原発パート2の早期出版等をお願いしたいと思います。原発無き社会に向けての内局の決意のほどを教えてください。

次に宗憲についてお尋ねします。過酷な教団問題を経て、1981年新宗憲を獲得して、33年になります。宗憲改正に当たり、時の五辻総長は、「2,3の方々に代表される真摯な意見をいただいたが、現況においては直ちにご要望に応えられず誠に残念、一日も早く真の同朋教団としての歩みを進められることを念じ、その方向に最善の努力を致したたきことを申し添える」と、異例ともいえる追記に当たる言葉を述べておられます。つまりこの宗憲は、不本意ながら、不十分な内容を含んでいるということです。異例ともいえる追記をおっしゃらねばならないほど、無視できない指摘がある中、一刻も早く制定せねばならなかった状況が思われます。

そこで、1点についてだけ、指摘をし、総長のお考えをお聞きしたいと思います。そのことが、今後、宗憲を正面から考えるきっかけとなればと期待しての質問でもあります。

それは、帰依という文言の遣い方であります。宗憲前文には、「ご真影を帰依処」あるいは「真宗本廟を帰依処として」とあり、第12条第4項には、「帰敬式は本派に帰依の誠を表わす儀式」であるとしています。

はたして、帰依という大変肝要な教えの言葉の遣われ方として、真宗本廟を帰依処とする、あるいは本派に帰依するという表現が相応しいのかどうかということでもあります。

帰依とは、真実の教えに触れることで、それはまた自身の罪業性の自覚でもありますが、真に依るべき三宝や教法を見出すことが出来たということであると教えられてきました。真宗本廟にはご真影が安置されていて、確かにご真影は、親鸞聖人が説き明かしてくださった教法の象徴として手を合わせますが、それはご真影を通して教法に手を合わせているのです。だからといって、教法に帰依することと、教法の象徴であるご真影に帰依することが同じだということにはなりません。なぜなら、象徴はどこまでも象徴でそのものではないからです。つまり、ご真影は教法ではありませんし、あり得ません。そのご真影が安置されているからと真宗本廟が帰依の対象には到底なりえません。そこにレトリックを弄してもそのように言わざるを得なかった当時の状況が思われます。

さらに、帰敬式実践運動を今後も展開するのであればなおさらのこと、この第12条第4項は改めるべきではないでしょうか。宗門のホームページには、帰敬式については、「仏」「法」「僧」の三宝に帰依し、宗祖親鸞聖人が明らかにされた「教え」に自らの人生を問いたずね、真宗門徒として新たな人生を歩み出すことを誓う大切な儀式と説明しています。しかし、これでは宗憲の上からは、落第点ということになるでしょう。なぜなら、本派に帰依の誠を表わす儀式についての言及がないのですから。しかし、帰敬式を教団に帰依する儀式と了解している人はいるでしょうか。そうであるとすれば、宗憲は信じるに足らぬことが書かれているということになり、著しく宗憲を貶めることとなっている事実、私たちは気付くべきであります。

極めて肝要な帰依という教えの言葉を世俗の組織である宗門に用いることは、帰依三宝と宗門への帰属が混同されることとなり、世俗集団である宗門を無謬なる共同体として仮想することを強要することになるか、あるいは逆に、三宝を世俗相対のなかに取り込むことで私たち自身の立脚根拠を失うことになるでしょう。

この第4項は、本派を縁として三宝に帰依の誠を表わす儀式と改めるべきではないでしょうか。私自身、この問題を見過ごしてきたところに、宗憲は宗憲、その事で宗政が見誤りを犯さなければいいという大きな思い違いをしてきたためと自省しています。

帰依という教えの言葉の遣い方についての総長の見解を求めます。

このほかにも、聖域という表現、第5条の宗憲は最高規範であることを担保する機関の問題、門徒に関する項目の置かれている順序と表記、あるいは、同朋、もしくは同朋社会という内容の明文化等々、課題は多々あると思われませんが、この場では、帰依という文言のみの指摘にとどめたいと思います。

総長は、所信表明で教法を基とする教団、あるいは教えに基づき存在する教団と、わが宗門が教法に依拠している存在であることを何度も確認されています。

ここでは、教えに依拠しているべき宗門が、教法を見失い貶めている問題として見真額につい

てお尋ねします。

昨年、同僚の田澤議員の見真額に関する質問に対して、担当参務は、「なぜ見真額が課題であるか、教団が天皇制国家体制下、国策や戦争に協力した歴史があるからです」と答弁されました。しかし、見真額で問われるべきは、国策や戦争に協力したという重大な過誤の歴史と共に、そのような教団を生み出した教学であります。教法に依拠してたつ宗門が、そのよって立つところの教えを歪め、変質させ、教えでないことを教えであるが如く装い、伝え弘めたことの問題であります。この世では天皇を現人神として仰ぎ皇国の良民として生き、死しては安養浄土の華のうてなに往生を遂げることを勧めた真俗二諦の教学のことです。そしてその現人神の威光を宗門のために利用しようとしたのが大師号であり、見真額です。

見真額には、教法を大きく歪めたという問題があるにも関わらず、昨年の答弁にはそのことに対する一言の言及もないというところに、前内局の見真額には教学的意味はないという見解と軌を一にするものがあります。

しかし、教学的意味はないというのは、極めて不正確です。見真額に教学的意味がないということではなく、私たちが教えられた教えには、その根拠を見出せないということで、真俗二諦教学には明確にその依って立つ根拠を見いだすことが出来ます。真俗二諦の教学を根拠として、見真額は挙げられ、そして今も掲げ続けているのです。

教学的意味はないというのは、見たくない事態や状況の中で、目をつぶって事態の存在そのものを否定しようとする対応に似てはいないでしょうか。教学的意味はないということで、見真額を支える教学を否定し、問題がないことにしようとしているに過ぎません。見真額は、真俗二諦教学を具体化した象徴的なものであり、それを掲げ続けるということは、その持っている教えを伝え続け、真俗二諦教学を布教していることになります。それは、正法を貶め、誹謗していることです。私たちは、宗祖の説き明かしてくださった教法の象徴であるご真影と真向いになる場で、誹謗正法の罪を犯し続けていることに気付くべきではないでしょうか。

総長はまた、宗門活動は、常に真宗の教法に問い返されねばならないとも述べておられます。どうぞ、真宗の教えから問い返す一点に立って、見真額を支える教学について明解にご答弁いただきたい。

さて、男女両性で形作る教団の実現は、男女の壁を越え、性差を越えて、平等に宗門運営に参画する道が開かれることであり、私たちが標榜する同朋社会の顕現のうえからも極めて重要なことであります。一日も早い基本条例という性格を持った「男女平等参画推進条例」が制定されることを期待します。私たちもグループ恒沙のときから、「男女平等参画推進条例試案」を提起してきました。ともに、「男女平等参画推進条例」制定に向けて協力していきたいと考えています。

この件について一つだけお尋ねしたいと思いますが、その前に、この度、宗務審議会、「男女共同参画推進に関する委員会」の答申を具現化する一歩として、組門徒会の女性枠を増やす条例案を提出されましたことは、反対や戸惑いの反応は多いとは思われますが、誠に英断であると賛同いたします。今後とも、同朋教団実現に向けて果敢に変革の歩みを進めていただきたいと思いますし、その限りにおいては大いに協力を惜しむものではありません。

さて、質問ですが、男女平等参画と男女共同参画という表現についてであります。「あいあう17号」には、平等参画という表現を大事にしたい旨の記述がありますが、当局が使われる表現の多くは、男女共同参画となっています。平等参画と共同参画という二つの表現が併存してある

というところに、わが宗門のガバナンスのあり方が透けて見えてしまいます。

ところで、女性室は、その職制からも男女両性で形作る教団を実現することを職務として設置されている部署と理解します。ところが、宗審にしましても、推進会議にしましても、名称は内局が付けられたものと思われませんが、性差を超えることを課題とする部署の機関誌で提起していることを、あたかも無視するかのようなかたちで共同参画という表現を採用されているところに女性室を如何なる部署として認識しておられるのかと疑問に思えてなりません。平等参画では何を表現しようとしているのかが分からないというのでは致し方ありませんが、平等参画という表現は、共同参画をより明確に一步踏み込んで、その願いとすところを明らかにしているように思われます。また、共同参画では宗審が答申していることを十分に言い当てているとは思えません。たとえば、10名の会議で、うち女性が2名参加していても、男女が共同で参画している会議であることにはちががありませんし、また、プロジェクトチームで、男性は企画を、女性は男性をサポートする資料集めとお茶くみが任務だとしても、それは、男女が共同で参画しているチームとは言えるかもしれませんが、決して男女が平等に参画しているチームとは言えないでしょう。そこでお聞きしますが、平等参画ではだめで共同参画でなければならない明確な理由は、何なのでしょうか。そして名称を変更される用意はおありかどうかもお尋ねします。

最後に真宗教化センターについてお尋ねします。来年7月から始動できるように鋭意検討作業がなされているようですが、中には新しく箱モノを作っても、何も目新しいことは出来ないだろうとの懐疑的な声も聞こえてきます。しかし、私自身は真宗教化センターには、大いに期待している一人であります。

門徒が、寺院が、そして組や教区が知りたいこと、ほしい情報を手にすることが出来、そのことを介して人と人が交流できるような場として真宗教化センターが機能するとすれば、そこには大きな可能性を見出すことが出来ると思います。

同時に、真宗教化センターには、宗務所が担うべき業務の再構築を是非果たしていただきたい。今年度教化研修計画として、本廟奉仕、帰敬式実践運動、推進員養成講座等々が提案されていますが、それらの諸事業が、今後同朋会運動を展開するうえで、どのような位置づけと役割が期待されるのか。あるいは、今後共継続すべき事業であるのか等も含めて検証されることを期待したい。

さて、この度の教勢調査結果を、これまでの諸事業を総括する作業とリンクさせて検討する事は考えられないでしょうか。

取り敢えず、現在実施されている諸事業に対しての総括を伴う検討を加えていただけないでしょうか。たとえば、本廟奉仕について検討を加える時、これまでの本廟奉仕が同朋会運動のなかで果たしてきた意味や役割、あるいは本廟奉仕に期待されている内容、及びその形態の変化等が検討される事となるでしょう。そのとき、日程終了後、担当した補導さんと補導主任とで、毎回課題の確認の時間が持たれていると聞きますが、それらの会議録があれば、それらを整理することで、多くの事柄が見えてくるのではないのでしょうか。何が語られ、何を問題にしてきたか。あるいは、研修部にどのような要望や意見が出されているのか。もし、20.30年前のものがあれば、その変遷が辿れることにもなります。

あるいは、推進員養成講座を今後共、宗務所事業として実施せねばならないものなのかどうか。その時にも、推進員養成講座が果たした役割や実施する中で見えてきた課題や問題点等の分析・

整理がなされるべきでしょう。

そのような総括作業をそれぞれの事業ごとに実施すること通して、宗務所が果たすべき役割、そしてその任務と業務の明確化と再構築のなされることを期待します。宗務所が担ってきた諸事業の総括を内局の指示で実施していただき、今後の真宗教化センターの業務に繋げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上六点についてお尋ねします。何卒、明解な答弁をお願いいたします。